

令和4年1月11日

賃貸住宅管理業登録事業者各位

国土交通省不動産・建設経済局参事官

賃貸住宅管理業法習熟度診断をご活用ください

国土交通省では、賃貸住宅の管理業務等に関する適正化に関して、令和3年6月15日に全面施行となった賃貸住宅管理業法の厳正かつ適正な運用等を通じ、その推進を図っております。

今般、賃貸住宅管理業法の知識を幅広く浸透させることを目的として、以下のとおりeラーニングによる業法の習熟度診断を実施します。

賃貸住宅管理業やサブリース事業に従事する従業員の皆様におかれましては、積極的に診断して業法の理解度を確認していただき、法に則った賃貸住宅管理業等の運営をしていただきますよう、お願いいたします。

記

1. 実施期間

令和4年1月11日～令和4年1月31日

2. 対象者

賃貸住宅管理業者又はサブリース業者の従業員の方に幅広く実施していただきたいと考えております。

※ 企業名・個人名の収集を行うものではありません。

賃貸住宅管理業法の理解度確認のため積極的にご活用ください。

※ 同封のプレスリリース・チラシは社内周知などにご活用ください。

※ 本診断は（株）船井総研コーポレートリレーションズに委託して作成しております。

3. 実施方法

(1) URLまたはQRコードからアクセスしてください。

<https://forms.gle/EfyzjvE1w29xsbFU7>

(2) ○×2択の15問に解答してください。

(3) 何度でも解答できます。繰り返し実施して正しい知識を習得してください。



4. 結果の公表

令和4年春頃に、実施状況等を公表します。

以上

令和4年1月11日
不動産・建設経済局参事官
(不動産管理業担当)

賃貸住宅管理業法の習熟度診断を実施します！ ～〇×2択の解答で、誰でも気軽に診断できます！～

国土交通省では、賃貸住宅の管理業務等に関する適正化に関して、令和3年6月15日に全面施行となった賃貸住宅管理業法の厳正かつ適正な運用等を通じ、その推進を図っております。

今般、賃貸住宅管理業法の知識を幅広く浸透させることを目的として、以下のとおりe-ラーニングによる業法の習熟度診断を実施します。

賃貸住宅管理業やサブリース事業に従事する従業員の皆様におかれましては、積極的に診断して業法の理解度を確認していただき、法に則った賃貸住宅管理業等の運営をしていただきますよう、お願いいたします。

1. 実施期間

令和4年1月11日～令和4年1月31日

2. 対象者

賃貸住宅管理業者又はサブリース業者の従業員の方に幅広く受講していただきたいと考えております。

※ 企業名・個人名の収集を行うものではありません。

賃貸住宅管理業法の理解度確認のため積極的にご活用ください。

※ 本診断は(株)船井総研コーポレイトリレーションズに委託して作成しております。

3. 実施方法

(1) URLまたはQRコードからアクセスしてください。

<https://forms.gle/EfyzjvE1w29xsbfU7>



(2) 〇×2択の15問に解答してください。

(3) 何度でも解答できます。繰り返し実施して正しい知識を習得してください。

4. 結果の公表

令和4年春頃に、実施状況等を公表します。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付 石島・久保田

TEL:03-5253-8111【代表】(内線 25131・25138) 【直通】03-5253-8288

FAX:03-5253-1557



業法の
理解度の
診断を
します

賃貸住宅管理業者の皆様へ

業法習熟度診断



ルールを知る事が
業務のキホンです



「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」は、
令和3年6月15日に全面施行されました



所要時間はたった5分・15問

URLまたはQRコードからアクセスして
ご自身の理解度をチェックしましょう！
<https://forms.gle/EfyzjvE1w29xsbfU7>



国土交通省

診断料金：無料

所要時間：約5分・PCスマホ対応

